

## 「宇都宮市犯罪被害者等見舞金制度」の創設について

### 1 目的

犯罪被害者やその家族が、日常生活や社会生活等の早期回復を図ること及び被害者に対する見舞い又は弔慰を表すことを目的とする。

### 2 経緯

- 本市においては、「誰もが安心して暮らせる社会」の実現に向け、犯罪被害に係る理解促進や相談体制の充実などに取り組んでいるところである。
- このような中、犯罪被害者やその家族は思いもよらずに犯罪に巻き込まれており、誰もが被害者になり得ることから、本市では被害者や遺族に寄り添った直接支援する方策を検討してきたところである。
- この直接支援する方策については、国が令和3年3月に策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」の中で地方自治体に見舞金制度創設の要請をおこなうこととしており、県においては令和3年12月に見舞金制度を創設している。
- こうしたことから、本市においても「宇都宮市犯罪被害者等見舞金制度」を創設する。

### 3 見舞金制度の概要

#### (1) 名称

宇都宮市犯罪被害者等見舞金

#### (2) 見舞金の種類等

故意の犯罪行為※により、犯罪被害者又は遺族となった際に見舞金を支給

| 種類     | 金額   | 対象者  |
|--------|------|--|
| 遺族見舞金  | 30万円 | 犯罪被害によって死亡した方の遺族である市民<br>(例) 殺人・強盗致死・危険運転致死等 |
| 重傷病見舞金 | 10万円 | 犯罪被害によって身体の被害を受けた市民<br>(例) 強盗致傷・傷害等          |

※ 「故意の犯罪行為」とは

- 殺人、強盗致死、危険運転致死、強盗致傷、傷害等
- 過失による交通事故などの被害は除く

### 4 今後のスケジュール

令和4年3月～ 制度周知開始  
(県警、被害者支援センターとちぎ等への制度周知)  
4月1日 見舞金制度開始

※ 参考

国（犯罪被害給付制度）

昭和 56 年に制度を開始し，犯罪被害等による精神的・経済的打撃の緩和を図り，再び平穏な生活を営むことができるよう給付金を支給するもの

（※ ただし，支給までに平均 7 か月程度の期間を要する。）

- ・ 遺族給付金 320 万円～2,960 万円程度
- ・ 重傷病給付金 上限 120 万円
- ・ 障害給付金 18 万円～3,970 万円程度

県（犯罪被害者見舞金制度）

令和 3 年 12 月に制定し，被害後に直面する経済的な負担の軽減することを目的とする。

- ・ 遺族見舞金 60 万円
- ・ 重傷病見舞金 20 万円